

○国土交通省令第十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三十五条第三項第六号（同法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第五十条第一項並びに住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第三十九条の規定に基づき、宅地建物取引業法施行規則及び国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月一日

国土交通大臣 金子 恭之

宅地建物取引業法施行規則及び国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令（宅地建物取引業法施行規則の一部改正）

第一条 宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(法第三十五条第三項第六号の国土交通省令で定める事項)</p> <p>第十六条の四の六 法第三十五条第三項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 当該信託財産である一棟の建物及びその敷地の管理者等が当該信託財産である一棟の建物及びその敷地に係る管理組合から委託を受けて管理事務を行うマンション管理業者である場合にあつては、その旨</p> <p>十 (略)</p> <p>(法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用される法第三十五条第三項第六号の国土交通省令で定める事項)</p> <p>第十九条の二の五 法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用される法第三十五条第三項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 当該信託財産である一棟の建物及びその敷地の管理者等が当該信託財産である一棟の建物及びその敷地に係る管理組合から委託を受けて管理事務を行うマンション管理業者である場合にあつては、その旨</p> <p>十 (略)</p>	<p>(法第三十五条第三項第六号の国土交通省令で定める事項)</p> <p>第十六条の四の六 法第三十五条第三項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>九 (略)</p> <p>(法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用される法第三十五条第三項第六号の国土交通省令で定める事項)</p> <p>第十九条の二の五 法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用される法第三十五条第三項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>九 (略)</p>

別記様式第九号を次のように改める。

様式第九号 (第十九条関係)

標 識

宅 地 建 物 取 引 業 者 票	
免 許 証 番 号	国土交通大臣 知事 ( ) 第 号
免 許 有 効 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
この事務所の代表者氏名	
この事務所に置かれている 専任の宅地建物取引士の数	(宅地建物取引業に従事する者の数 人)
主たる事務所の所在地	電話番号 ( )

35cm以上

25cm以上

備 考

本標識中、「この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数」欄の「宅地建物取引業に従事する者の数」は、「この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数」について変更があつた場合のみ、変更すること。

別記様式第二十七号を次のように改める。

様式第二十七号 (第十九条関係)

標 識

宅 地 建 物 取 引 業 者 票	
届 出 番 号	第 号
届 出 年 月 日	年 月 日
商 号	
代 表 者 氏 名	
この事務所の代表者氏名	
この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数	(宅地建物取引業に従事する者の数 人)
主たる事務所の所在地	電話番号 ( ) -
当社は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の信託業務の範囲内で宅地建物取引業を営んでいます。	

25cm以上

35cm以上

備 考

- 1 本標識中、「届出番号」の欄には宅地建物取引業法施行令第9条第3項の規定による届出に係る番号を、「届出年月日」の欄には宅地建物取引業法施行令第9条第3項の規定による届出をした日を記載すること。
- 2 本標識中、「この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数」欄の「宅地建物取引業に従事する者の数」は、「この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数」について変更があった場合のみ、変更すること。

(国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部改正)

第二条 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則(平成二十九年国土交通省令第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十号様式を次のように改める。

第十号様式(第二十条関係)

標 識

住宅宿泊管理業者登録票	
登録番号	国土交通大臣( )第 号
登録年月日	年 月 日
登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
商号、名称又は氏名	
主たる営業所又は事務所の所在地	電話番号 ( )

35cm以上

25cm以上

## 附 則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第一条中宅地建物取引業法施行規則別記様式第九号及び別記様式第二十七号並びに第二条の改正規定は、公布の日から施行する。